

字

意見書第3号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による「食料自給率向上のための施策を直ちに行なうことを求める意見書」を、宮代町議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和4年9月26日提出

宮代町議會議長 合川 泰治 様

提出者 宮代町議會議員

丸輝崇一

賛成者

金子正志  
小河原正

丸山妙子  
山下秋丈

## 食料自給率向上のための施策を直ちに行うことを求める意見書

ロシアによるウクライナ侵攻を機に、世界の食料品価格が高騰しています。国際連合が「第二次世界大戦以来の食糧危機」と警鐘を鳴らすほどです。さらに、今後の気候の影響による農業生産の不安定など、世界の食料危機の長期化が懸念されています。日本の食料自給率は先進国中で最低の水準であり、食の海外依存の危うさは、いよいよ明らかです。

肥料、燃料、飼料も軒並み高騰しています。米価など農産物価格が低迷するなか、「米作ってめし食えず」など、多くの農業経営者が窮地に陥っています。

政府は「経済安全保障」を強調していますが、食料の安全保障、国民の命を支える食料の自給率向上には一切言及していません。

そもそも、農業は国民の命と国土を守る土台です。農業を国の基幹産業と位置づけ、農家の経営が成り立ち、後継者が希望を持てるよう支援するのは国の責任です。EU諸国は、手厚い保護で農業をしっかりと守り、食料自給率を向上させています。

日本には豊かな自然条件、高い経済力や農業技術など、農業を多面的に発展させる条件はあります。いま、日本に求められるのは、農業経営への価格保障、所得補償などの支援を抜本的に強め、食料自給率を50%に引き上げることです。

よって、政府におかれでは、食料危機が迫るなか、食料自給率向上のための施策を直ちに実行することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月26日

埼玉県南埼玉郡宮代町議会議長 合川 泰治

衆議院議長	細田 博之 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
内閣府特命担当大臣(消費政策及び食品安全)	河野 太郎 様
財務大臣	鈴木 俊一 様
農林水産大臣	野村 哲郎 様
経済産業大臣	西村 康稔 様
経済再生担当大臣	山際大志郎 様